

ネクスタス株式会社
介護予防福祉用具貸与運営規定

(事業の目的)

第一条 ネクスタス株式会社が開設する福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所（以下「事業所」）が行う指定福祉用具貸与の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具を言う）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ネクスタス株式会社
- 二 所在地 福井県福井市久喜津町 55-5

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員等 専門相談員2名（常勤職員2名）
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また介護者等の負担の軽減ができるように適切な福祉用具の選定を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末・年始を除く。
(12/29～1/3) (但し緊急時は対応)
- 二 営業時間 営業時間午前8時30分から午後5時30分までとする。

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第六条 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法は、次のとおりとする。

一 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売にあたっては、利用者の心身の状況を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与・販売に係る同意を得るものとする。

- 二 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、提供する福祉用具の機能、安全性等に関し、必要があれば点検を行う。

三 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。

四 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(修理・メンテナンス方法)

第七条 指定福祉用具の修理・メンテナンス方法、保管方法は、次の通りとする。福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の修理・メンテナンスは、自社修理・メンテナンス、保管を主とし、必要時には、株式会社 CCS、各取引メーカー並びに取引企業に修理・メンテナンスを依頼し、常に適切な修理・メンテナンス体制が取れるようにする。

(取り扱う種目)

第八条 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の取り扱う種目は、別紙カタログ掲載種目とする。

貸与種目 1. 車椅子 2. 車椅子付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ予防用具 6. 体位変換器 7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器 10. 歩行補助杖 11. 認知症老人徘徊感知器 12. 移動用リフト

販売種目 1. 腰掛便座、2. 特殊尿器、3. 入浴補助用具、4. 簡易浴槽、5. 移動用リフトのつり具部分。

(利用料金等)

第九条 指定福祉用具販売の利用料金等は別紙価格表のとおりとする。

その他費用 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も両方誠意を以って協議し有償的にその実費を徴収する。

クレーン車 5 t	半日	¥16,000	営業時間外搬入出料金	
ミニクレーン	半日	¥12,000	60kgを越える重量物	¥20,000
サッシ取り外し	一式	¥4,000	その他軽量物	¥10,000

(通常の実施地域)

第十条 通常の事業の実施地域は、福井県、石川県、富山県、滋賀県とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第十一条 苦情があった場合はただちにサービス提供者責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(その他運営に関する重要事項)

第十二条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 一 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を採用時研修(採用後3ヶ月以内)、継続研修(年3回)と設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 四 感染症や非常災害の発生時において、利用者に必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画(業務継続計画)を策定する。
- 五 利用者の人権の擁護、虐待の防止の周知徹底を図る。虐待を防止するための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定める。
- 六 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等となる福祉用具の提供や提案を行なってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 七 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は ネクスタス株式会社の代表取締役と事業所の管理者との間で協議し定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 20 日 改定。 第十二条 四、五、六